

崔鴻『十六国春秋』の成立について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学東洋史談話会 公開日: 2021-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 梶山, 智史 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21400

崔鴻『十六国春秋』の成立について

梶山 智史

はじめに

一、編纂から奏上までの状況

二、崔鴻の意図

1. 「呈奏十六国春秋表」の分析
2. 『十六国春秋』と陳寿『三国志』の共通点
3. 崔鴻の史評にみえる譙周『古史考』の精神

むすび

はじめに

五胡十六国時代の歴史を今日に伝える主な歴史書は、『十六国春秋』、『魏書』巻95～99の十六国諸君主の列伝、『晋書』巻86～87の列伝および巻101～130の載記である。この中でもっとも早く成立した『十六国春秋』（北魏・崔鴻撰、正光三年（522）成立）は、十六国各々で作られた自国史や北魏王朝下において編まれた十六国に関する歴史書（『隋書』経籍志の所謂「霸史」）を可能なかぎり収集し、それらを整理・考訂した上で一貫した体系のもとに編集した五胡十六国史の集大成の史書であり、他の2書に当該時代の歴史が収録されるにあたって大きな影響を与えた。『十六国春秋』は残念ながら北宋時代には既に完本が存在していなかったようで、今日我々は『太平御覧』をはじめとする諸々の類書に引用されたかたちでしか、その記事を目にすることができない。しかし、実際にその佚文を他の2書の該当記事と比較することから、記述の部分的な継承関係がすでに実証されており⁽¹⁾、『魏書』と『晋書』が『十六国春秋』を主たるよりどころにしたことは明らかである。

このように五胡十六国史に関して『十六国春秋』が果たした役割は少なからざるものがあるが、ではそもそもこの書はいかにして成立したのであろうか。このことについて川本芳昭氏はかつて五胡十六国・北朝時代の胡人および漢人の正統観を考察した際、北魏孝文帝が自らの王朝の行次を水徳と定めて西晋を継ぐ中原王朝と位置づけたことに関連して、北魏に先立つ時代を「五胡十六国」という一時代として把握する歴史認識を具現化した書として『十六国春秋』を取上げた⁽²⁾。

『十六国春秋』が孝文帝時代に定められた正統観を背景にして成立したことは確かである。し

かし、それはあくまで時代状況という外的な成立要因であり、これとは別に内的な要因、すなわち崔鴻自身の意図というのにも必ず存在したはずである。崔鴻は具体的にどのような意図からこの書を編纂したのか。川本氏の研究では、この点についてまだ考察の余地が残っているように思われる。また、その他の『十六国春秋』に関する先行研究においても、この点については未だ考察されていないようである⁽³⁾。

幸い、崔鴻の編纂意図を探るのに恰好な史料がある。それは崔鴻が『十六国春秋』を北魏王朝に奏上するために用意した上表文（嚴可均の所謂「呈奏十六国春秋表」⁽⁴⁾）である。魏収『魏書』巻 67・崔光伝附崔鴻伝（以下、崔鴻伝と略す）に引用されているこの上表文は、『十六国春秋』が散佚してしまった現在、崔鴻自身が『十六国春秋』について思うところを記した唯一の生の言葉である。従来の研究では部分的には利用されてきたが、まだ全面的に考察されたことはない。よって本稿では「呈奏十六国春秋表」の全文を挙げて分析を加え、そこから浮かび上がった崔鴻の意図を『十六国春秋』佚文やその他の史料を用いて検討することにより、『十六国春秋』成立の問題を改めて考えてみたい。

一、編纂から奏上までの状況

本章では崔鴻の編纂意図を探る前段階として、『魏書』崔鴻伝をもとに『十六国春秋』編纂から奏上までの状況を確認したい（本稿末尾に崔鴻略年表を附したのでそちらも参照されたい）。

その前に、崔鴻の家系の動向について簡単に述べておこう。崔鴻は所謂「四姓」の1つに数えられる清河崔氏の出身である。清河崔氏はもともと清河東武城（河北省南宮県）を本貫としていたが、崔鴻の家系は曾祖父崔曠の時に南燕の慕容徳に従って青州烏水（時水）のほとりに移住したので「烏水房」と号し⁽⁵⁾、東清河郡鄒県（山東省淄博市淄川区）を本貫とした。曾祖父曠は、南燕が東晋義熙六年（410）に東晋の将劉裕に滅ぼされると、やがて劉宋に仕えた⁽⁶⁾。祖父崔靈延も劉宋に仕えたが、北魏献文帝の皇興二年（469）、慕容白曜率いる北魏軍の山東方面征服に伴い、一家は平城（山西省大同市）西南の平齊郡に強制移住させられて平齊民となった⁽⁷⁾。父崔敬友もこの時平齊郡に移り住んだと思われる。父敬友は平齊郡懷寧県令の劉休賓の娘を娶った⁽⁸⁾。この劉休賓の娘が崔鴻の母である。

なお、崔鴻の生年については、崔鴻伝には記されていない。しかし1973年、山東省淄博市臨淄区大武公社窩托村において彼の墓誌が発見された⁽⁹⁾。それによると彼は孝昌元年（525）十一月に48歳で亡くなっているため、それから逆算すると生まれたのは孝文帝の太和二年（478）である。

さて、崔鴻が『十六国春秋』を著すべく、十六国の霸史を収集しはじめたのは、北魏の宣武帝の景明年間（500～503）初めである。霸史の収集を始めた当時、彼はまだ20代前半の青年であつ

た。崔鴻伝には彼の編纂動機について次のように記される。

鴻弱冠便有著述之志。見晉魏前史皆成一家、無所措意。以劉淵・石勒・慕容儁・苻健・慕容垂・姚萇・慕容德・赫連屈子・張軌・李雄・呂光・乞伏国仁・秃髮烏孤・李嵩・沮渠蒙遜・馮跋等、並因世故、跨僭一方、各有国書、未有統一、鴻乃撰為十六国春秋、勒成百卷。因其旧記、時有增損褒貶焉。

鴻、弱冠にして便ち著述の志有り。晉魏の前史を見るに皆な一家を成し、措意する所無し。劉淵・石勒・慕容儁・苻健・慕容垂・姚萇・慕容德・赫連屈子・張軌・李雄・呂光・乞伏国仁・秃髮烏孤・李嵩・沮渠蒙遜・馮跋等、並びに世故に因りて、一方に跨僭し、各のおの国書有るも、未だ統一有らざるを以て、鴻、乃ち撰して『十六国春秋』と為し、勒して百巻と成す。其の旧記に因りて、時に増損褒貶有るなり。

すなわち、彼は魏晉時代以前の歴史についてはそれぞれ既に完成された史書が存在していたため意を注ぐことはせず、まだまとめられていない十六国の歴史に注目して、『十六国春秋』の構想を得たという。

霸史の収集は正始元年（504）までにほぼ終了した。その2年後の正始三年（506）には集めた霸史をもとにして95巻を書き上げた。29歳の時である。しかし東晋・常璩が著した成漢の歴史書『漢之書』（『蜀李書』）がどうしても手に入らず、完成できなかった。ところが、孝明帝の正光三年（522）、ついに常璩『漢之書』を入手することができた⁽¹⁰⁾。そこで序と年表各1巻を加え、『十六国春秋』102巻が完成したのである。時に崔鴻は45歳になっていた。

このように『十六国春秋』は、構想から完成まで実に20年余りを要した畢生の事業であった。ただ、それは崔鴻伝に「謹於吏按之暇、草構此書。（謹んで吏按の暇に於いて、此の書を草構す。）」とあるようにあくまでも仕事の余暇におこなった私的な著作であり、国家の命令を受けて著わしたものではなかった。それを表すように崔鴻伝には

鴻二世仕江左。故不録僭晋・劉・蕭之書。又恐識者責之、未敢出行於外。世宗聞其撰錄、遣散騎常侍趙邕詔鴻曰「聞卿撰定諸史、甚有條貫。便可隨成者送呈。朕當於機事之暇覽之。」鴻以其書有与国初相涉、言多失体、且既未訖、迄不奏聞。

鴻、二世江左に仕う。故に僭晋・劉・蕭の書を録さず。又た識者の之れを責むるを恐れ、未だ敢えて外に出だし行わず。世宗其の撰録せるを聞き、散騎常侍趙邕を遣わして鴻に詔して曰く「聞くならく、卿は諸史を撰定して、甚だ條貫有り。便ち成りたる者に隨いて送呈すべし。朕、當に機事の暇に於いて之れを覽るべし。」と。鴻、其の書国初と相い渉る有り、言は多く体を失い、且つ既に未だ訖らざるを以て、迄に奏聞せず。

とある。すなわち崔鴻はかつて自らの曾祖父と祖父が南朝に仕えたことから、東晋・劉宋・蕭齊といった南朝を十六国と同列に扱うのを憚って叙述対象に含めなかったため、「識者」の批判を恐

れてこの書を公表しなかったという。そしてまた、五胡十六国史を扱う以上、北魏初期の歴史にも言及していたが、それについて叙述形式の面で北魏王朝に対する不備が多かったため、宣武帝から奏上するよう詔が下ったにもかかわらず、結局奏上に踏み切ることができなかったという。

これらの話は、『十六国春秋』が私撰の書ゆえに北魏国家の是とする史観に抵触する部分があったことを表している。しかし、それは裏を返せば国家の意向に縛られず独自の史観により「一家の言」を成さんとする崔鴻の意図がこの書に反映されていた証であるともいえる⁽¹¹⁾。

しかしながら、崔鴻は上記の宣武帝の要求に応えるかどうか迷っていたようである。なぜなら、崔鴻がこの書を宣武帝に奏上するために用意したと思われる上表文「呈奏十六国春秋表」が残っているからである。「呈奏十六国春秋表」は、上に挙げた崔鴻伝の宣武帝による『十六国春秋』要求の記事に続いて、「鴻、後典起居、乃妄載其表曰、…（鴻、後に起居を典る、乃ち妄りに其の表を載せて曰く、…）」と前置きした上で、その全文が掲載されている。上表文中には『十六国春秋』の95巻分が書き上げられた正始三年(506)から7年後の時点でこの文を書いているとあるので、延昌二年(513)に書かれたと思われ、宣武帝による『十六国春秋』要求もその頃に行われたことがわかる。

注目すべきはこの上表文が宣武帝から要求を受けた時は結局使われず、のちに崔鴻が宣武帝の起居注の編纂を掌った際に「妄載」したという事実である。崔鴻が『世宗(宣武帝)起居注』の編纂を任されたのは、宣武帝が『十六国春秋』を要求した延昌二年(513)からさらに7年後の孝明帝・正光元年(520)のことであるので、彼は宣武帝の要求に応えなかったことを7年もの間気にかけており、その結果、『十六国春秋』を7年前に宣武帝に奏上したことにしてしまおうという意図から、いわば職権を濫用して「呈奏十六国春秋表」を『世宗起居注』に「妄載」してしまったのである。

崔鴻伝は、続いて次のように記す。

然自正光以前、不敢踴行其書。自後以其伯光貴重当朝、知時人未能發明其事、乃頗相伝説。亦以光故、執事者遂不論之。

然るに正光自り以前、敢えて其の書を踴行せず。自後、其の伯の光、当朝に貴重にして、時人未だ能く其の事を發明せざるを知るを以て、乃ち頗る相い伝え読ましむ。亦た光の故を以て、執事せる者遂に之れを論ぜず。

これによれば、正光年間以前にはこの書を公表しなかったが、そのご北魏の重鎮であった伯父の崔光が、甥である崔鴻の著作が当時の人々に知られていないことに気付き、人々に盛んに伝え読ませた。しかし「執事者」は崔光の存在に遠慮して、この書を批評することはなかったという。

結局、『十六国春秋』は崔鴻の生前には奏上されなかった。本書が奏上され、正式に北魏の秘閣に入ったのは永安年間(528~530)、嫡子の崔暹(子元)によってである⁽¹²⁾。

以上が、崔鴻伝に記される編纂から奏上までの状況である。

「呈奏十六国春秋表」を起居注に「妄載」したという事実を考慮すると、崔鴻は正光年間以降は（おそらく全102巻が完成したからであろうか）この書を積極的に公表しようとしていたようである。しかし、「執事せる者遂に之れを論ぜず。」とあるように、それはなかなか当時の人々に受け入れられなかったと思われる。そうした事態を引き起こしたのは、本書が私撰の書であったこと、そしてそれゆえに北魏国家の史観からみて「南朝の記録がない」あるいは「叙述形式に不備が多い」といった問題点が存在していたことが関わっていると思われる。次章では、その問題点を生じさせるに至った崔鴻の編纂意図について考察したい。

二、崔鴻の意図

1. 「呈奏十六国春秋表」の分析

崔鴻の編纂意図は奈辺にあったのか。それを明らかにするのに最適の史料は「呈奏十六国春秋表」であろう。この上表文は宣武帝の延昌二年（513）に書かれたが結局使われず、孝明帝の時代になって起居注に「妄載」されたことはすでに述べた。この史料を最適と考える理由は、冒頭でも述べたように魏収が起居注から崔鴻伝中に転載したものであり、現存の史料では崔鴻自身が『十六国春秋』について思うところを記した唯一の生の言葉だからである。よって以下、煩をいとわずその全文を掲げ、崔鴻の意図を全体的に分析したい。なお整理の都合上、文意によって適宜段落を分け、(A)～(G)の記号を付した。

始めに、「帝王が立つべき時は、他の者が帝王を僭称しても必ずそれを駆除する者が現れる」という成語を引き、漢が戦乱の世を統一した事例を挙げる。

(A) 臣聞、帝王之興也、雖誕応図籙、然必有駆除、蓋所以翦彼厭政、成此楽推。故戦国紛紜、年過十紀、而漢祖夷珍羣豪、開四百之業。歴文景之懐柔蛮夏、世宗之奮揚威武、始得涼・朔同文、牂・越一軌。

(A) 臣聞くならく、帝王の興るや、誕りに図籙に応ずると雖も、然れども必ず駆除有り、蓋し彼の厭政を翦り、此の楽推を成す所以なり。故に戦国紛紜し、年十紀を過ぎて、漢祖羣豪を夷珍し、四百の業を開く。文景の蛮夏を懐柔し、世宗の威武を奮揚するを歴て、始めて涼・朔文を同じうし、牂・越軌を一にするを得たり。

次に、漢の天下統一に応じて司馬談・司馬遷父子が『史記』を著したことを述べる。

(B) 於是談・遷漢徳之盛、痛諸史放絶、乃鈐括旧書、著成『太史』、所謂緝茲人事、光彼天時之義也。

(B) 是に於いて談・遷漢徳の盛なるに感じて、諸史放絶するを痛み、乃ち旧書を鈐括して、著して『太史』と成す、所謂茲の人事を緝め、彼の天時を光かすの義なり。

つづいて西晋末、永嘉の乱を機に中原に「五胡」が割拠し江南に東晋がかろうじて命脈を保つ乱世が現出したが、やがて北魏が現れて中原を統一して平和をもたらしたことを述べる。

(C) 昔晋恵不競、華戎乱起、三帝受制於姦臣、二皇晏駕於非所、五都蕭條、鞠為煨燼。趙燕既為長蛇、遼海緬成殊域、窮兵銳進、以力相雄、中原無主、八十餘年。遺晋僻遠、勢略孤微、民殘兵革、靡所掃控。皇魏龍潜幽代、世篤公劉、内修徳政、外抗諸偽、并冀之民、懷宝之士、襁負而至者日月相尋、雖邠岐之赴太王、謳歌之婦西伯、実可同年而語矣。太祖道武皇帝以神武之姿、接金行之運、応天順民、龍飛受命。太宗必世重光、業隆玄黙。世祖雄才叡略、闡曜威靈、農戦兼修、掃清氛穢。歳垂四紀、而寰宇一同。僂耳・文身之長、卉服・断髮之首、莫不請朔率職、重訳來庭。隱愍鴻濟之沢、三楽撃壤之歌、百姓始得陶然蘇息、欣於堯舜之世。

(C) 昔、晋恵競わず、華戎乱れ起る、三帝制を姦臣に受け、二皇非所に晏駕す、五都蕭條、鞠まりて煨燼と為る。趙燕既に長蛇と為り、遼海緬に殊域と成る、兵を窮めて鋭進し、力を以て相い雄す、中原主無きこと、八十餘年なり。遺晋僻遠にして、勢略孤微、民兵革に残せられ、掃控する所靡し。皇魏幽代に龍潜し、世よ公劉に篤し、内は徳政を修め、外は諸偽に抗う。并冀の民、宝を懐くの士、襁負して至る者日月相い尋ぐ、邠岐の太王に赴き、謳歌の西伯に帰すと雖も、実に年を同じうして語るべし。太祖道武皇帝は神武の姿を以て、金行の運を接ぎ、天に応じ民に順い、龍飛して命を受く。太宗は世を必し光を重ね、業は玄黙を隆ぶ。世祖は雄才にして叡略、威靈を闡曜し、農戦兼ねて修め、氛穢を掃清す。歳四紀に垂として、寰宇一同せり。僂耳・文身の長、卉服・断髮の首、朔を請いて職に率い、重訳もて來庭せざる莫し。隱愍鴻濟の沢、三楽撃壤の歌、百姓始めて陶然として蘇息し、堯舜の世に欣ぶを得たり。

次に、北魏の統一以前に中原に割拠した主要な十六の国について、それらの興亡の記録を1書にまとめて後世の戒めとなすべきことを述べる。

(D) 自晋永寧以後、雖所在称兵、競自尊樹、而能建邦命氏成為戦国者、十有六家。善惡興滅之形、用兵乖会之勢、亦足以垂之将来、昭明勸戒。但諸史殘缺、体例不全、編録紛謬、繁略失所、宜審正不同、定為一書。

(D) 晋の永寧(301)より以後、所在に兵を称し、自尊の樹を競うと雖も、而も能く邦を建て氏に命じて成りて戦国と為る者、十有六家なり。善惡興滅の形、用兵乖会の勢、亦た以て之れを将来に垂れ、昭明勸戒するに足る。但だ諸史残缺し、体例全からず、編録紛謬し、繁略所を失う、宜しく審らかに不同を正し、定めて一書と為すべし。

次に、孝文帝の治世、および崔鴻がこの文を書いている時点の皇帝である宣武帝の治世を賛美し、その恩恵を受けたがゆえに崔鴻自身が著述の志を育むことができたことを述べる。

(E) 伏惟高祖以大聖応期、欽明御運、合徳乾坤、同光日月、建格天之功、創不世之法、開鑿生民、惟新大造。陛下以青陽継統、勳武承天。応符屈己、則道高三・五、頤神至境、則洞彼玄宗。剖判百家、斟酌六籍、遠邁石渠、美深百虎。至如導礼革俗之風、昭文変性之化、固以感彼禽魚、穆茲寒暑。而況愚臣沐浴太和、懐音正始、而可不勉強難革之性、砥礪木石之心哉。誠知敏謝允南、才非承祚、然国志・史考之美、窃亦輒所庶幾。

(E) 伏して惟るに、高祖大聖もて期に応じ、欽明もて運を御し、徳を乾坤に合わせ、光を日月に同じうするを以て、格天の功を建て、不世の法を創り、開鑿して民を生い、惟新して大いに造る。陛下、青陽を以て統を継ぎ、勳武もて天を承く。符に応じて己を屈すれば、則ち道は三・五より高く、神を頤いて境に至らば、則ち彼の玄宗を洞る。百家を剖判し、六籍を斟酌し、遠なること石渠に邁き、美なること百虎より深し。礼を導き俗を革めるの風、文を昭らかにし性を変えるの化の如きに至りては、固より以て彼の禽魚を感じ、茲の寒暑を穆らぐ。而して況んや愚臣、太和(477~499)に沐浴し、音を正始(504~508)に懐く、而して革め難きの性を勉強し、木石の心を砥礪せざる可けんや。誠に敏は允南に謝し、才は承祚に非ざるを知る、然れども国志・史考の美、窃かに亦た輒ち庶幾う所なり。

つづいて『十六国春秋』を著すために苦勞して霸史を収集し、それをもとに95巻まで完成させたが、李氏成漢の歴史書が手に入らないため、まだ完成していないことを述べる。

(F) 始自景明之初、搜集諸国旧史、属遷京甫爾、率多分散、求之公私、驅馳数歳。又臣家貧禄薄、唯任孤力、至於紙尽。書写所資、每不周接、暨正始元年、写乃向備。謹於吏按之暇、草構此書。区分時事、各繫本録、破彼異同、凡為一体、約損煩文、補其不足。三豕五門之類、一事異年之流、皆稽以長曆、考諸旧志、刪正差謬、定為実録。商校大略、著春秋百篇。至三年之末、草成九十五卷。唯常璩所撰李雄父子抛蜀時書、尋訪不獲、所以未及繕成、輟筆私求七載于今。此書本江南撰録、恐中国所無、非臣私力所能終得。其起兵僭号、事之始末、乃亦頗有、但不得此書、懼

簡略不成。久思陳奏、乞勅縁辺求採、但愚賤無因、不敢輕輒。

(F) 景明の初め自り始め、諸国の旧史を搜集す、属たま京を遷して甫かのみ、率ね分散すること多し、之れを公私に求め、駆馳すること数歳なり。又た臣、家貧にして禄薄く、唯だ孤力に任すのみにして、紙尽くるに至る。書写の資とする所、毎に周く接せず、正始元年(504)に鑑び、写は乃ち備に向う。謹んで吏按の暇に於いて、此の書を草構す。時事を区分し、各おの本録に繋ぎ、彼の異同を破り、凡そ一体と為し、煩文を約損し、其の不足を補う。三豕五門の類、一事異年の流、皆な稽えるに長曆を以てし、諸を旧志に考え、差謬を刪正し、定めて実録と為す。大略を商校し、『春秋』百篇を著さんとす。〔正始〕三年(506)の末に至り、九十五巻を草成す。唯だ常璩の撰する所の李雄父子蜀に抛りし時の書、尋訪するも獲ず、所以に未だ繕成に及ばず、筆を輟めて私かに求むること、今に七載なり。此の書、本と江南の撰録、恐らくは中国の無き所にして、臣の私力もて終に得る能う所に非ず。其の起兵僭号、事の始末は乃ち亦た頗る有るも、但だ此の書を得ざれば、簡略にして成らざるを懼る。久しく陳奏して、縁辺に勅して求採せんことを乞わんと思ふも、但だ愚賤にして因る無し、敢えて輕輒せず。

最後に、宣武帝からの奏上の要求にこたえて、出来あがっている部分だけを奏上することを述べる。

(G) 散騎常侍・太常少卿・荊州大中正臣趙邕、忽宣明旨、勅臣送呈。不悟九臯微志、乃得上聞。奉勅欣惶、慶懼兼至。今謹以所訖者、附臣邕呈奏。臣又別作序例一卷、年表一卷、仰表皇朝統括大義、俯明愚臣著録微体。徒窃慕古人立言美意、文致疎鄙、無一可視、簡御之日、伏深慚悸。

(G) 散騎常侍・太常少卿・荊州大中正臣趙邕、忽ち明旨を宣べ、臣に勅して送呈せしむ。九臯の微志を悟らず、乃ち上聞するを得たり。勅を奉じて欣び惶れ、慶び懼れ兼ねて至る。今、謹しんで訖る所の者を以て、臣邕に附して呈奏す。臣、又た別に序例一卷・年表一卷を作り、仰ぎては皇朝大義を統括するを表し、俯しては愚臣微体を著録するを明らかにす。徒だ窃かに古人立言の美意を慕うも、文は疎鄙を致し、一として観る可きもの無ければ、簡御の日、伏して深く慚悸せん。

以上が「呈奏十六国春秋表」の全文である。

まずいえるのは、当然ながらこの上奏文は当時の北魏の正統観にもとづいて綴られていることである。(C)をみると道武帝を「太祖」としていること、「金行の運を接ぐ」すなわち西晋を受け継いだとあること、十六国を「諸偽」と称していることなど、当時の正統観に対する配慮は欠けているところがない⁽¹³⁾。

しかしこの(C)の部分を前後の文章との関連で捉えると、1つの意図が浮かび上がる。すなわち、崔鴻はまず(A)で戦国時代以来の混乱の世を経て漢が天下を統一したことを述べ、それを受けて(B)で司馬談・司馬遷父子が『史記』を著したと述べる。そしてこの話を前置きにして(C)で永嘉の乱以来の「中原主無きこと、八十餘年なり。」という乱世をへて北魏が華北を統一したことを述べ、つづいて(D)で『十六国春秋』の構想を述べている。つまり漢と北魏を対比させ、司馬遷と崔鴻自身を対比させているのである。孝文帝は漢が周を継いだ故事をふまえて⁴⁹⁾西晋の金徳を継いで北魏を水徳と定めたと思われるので、漢と北魏を対比させているのは当時の正統観によったともとれる。しかしここで注目すべきは、崔鴻が自身を司馬遷になぞらえている点である。司馬遷を意識したことを窺わせる部分は他にもあり、(F)には「諸を旧志に考え、差謬を刪正し、定めて実録と為す。」とあって自身の書物を「実録」という言葉で表現しているが、この「実録」という言葉は『漢書』巻62・司馬遷伝の贊に

辨而不華、質而不俚、其文直、其事核、不虛美、不隱惡、故謂之實録。

辨にして華ならず、質にして俚ならず、其の文は直、其の事は核、美を虚しうせず、悪を隠さず、故に之れを実録と謂う。

とあるように、もともと班固が『史記』を評した際に用いた言葉であった。従って崔鴻が自らの著作を「実録」としたのは、司馬遷を意識した表現と捉えられ得る。また、(G)には「臣、又別に序例一卷・年表一卷を作り、仰ぎては皇朝大義を統括するを表し、俯しては愚臣微体を著録するを明らかにす。」とあって年表と序例を作ったとある。ここにいう「年表」と「序例」とは、『史記』の「表」と「太史公自序」を模倣したものではないか。このようにみえてくると、崔鴻は『十六国春秋』を編纂するにあたって、司馬遷『史記』が漢以前の諸国史を一括してまとめたのに倣って、五胡十六国時代を通覧する通史を目指したのではないかと思われる。

なお、上表文中ではないが、崔鴻と司馬遷を結びつける史料がもう1つある。それは「崔鴻墓誌」の

君伯父太傅文宣公、文宗儒肆、邁古軼今、典策書言、年將二紀。繼踵東觀、豈直広平。楊察羣才、非君莫可。詔君修統史事。興公武旧、遠未茲匹、子長世載、聊欲相視。

君の伯父太傅文宣公、文宗儒肆、古を邁ぎ今を軼え、策を典り言を書して、年將に二紀ならんとす。踵を東觀に繼ぐは、豈に直だ広平のみならんや。楊げて羣才を察[覈]ぶるは、君に非ざれば可える莫し。君に詔して史事を修め続けしむ。興公の武旧は、遠く未だ茲の匹にあらず、子長の世載は、聊か相い視べんと欲す。

という記事である。これは崔鴻が伯父崔光を継いで北魏の国史編纂を任される場面であるが、その中で「興公の武旧は、遠く未だ茲の匹にあらず、子長の世載は、聊か相い視べんと欲す。」とあって、崔鴻の史家としての才能は興公（東晋の孫綽の字）など到底およぶどころではなく、子長

(司馬遷の字)ならばなんとか比べられる、と賛美している⁽¹⁶⁾。上記のことをふまえると、あるいはこの墓誌の撰者は、崔鴻が生前に自分を司馬遷になぞらえていたことをふまえてこのような表現を用いたのではないか。

このように崔鴻には司馬遷『史記』に倣うという意識があったと看取されるのであるが、しかし単に模倣するだけではなかったと思われる。なぜなら、崔鴻は司馬遷のほかにもう2人、手本にした史家を挙げているからである。すなわち(E)には「誠に敏は允南に謝し、才は承祚に非ざるを知る、然れども国志・史考の美、窃かに亦た輒ち庶幾う所なり。」とある。ここに言う「允南」は三国蜀の譙周の字、「承祚」はその弟子の陳寿の字、「国志」は陳寿の著した『三国志』、「史考」は譙周の著した『古史考』をそれぞれ指す。まず譙周は『晋書』巻82・司馬彪伝に、

譙周以司馬遷『史記』書周秦以上、或採俗語百家之言、不專拠正經、周於是作『古史考』二十五篇、皆憑旧典、以糾遷之謬誤。

譙周、司馬遷『史記』が周秦以上を書するに、或いは俗語百家の言を採り、専ら正經に拠らざるを以て、周、是に於て『古史考』二十五篇を作る、皆な旧典に憑りて、以て遷の謬誤を糾す。

とあるごとく、経書にもとづいて『古史考』を著し、「俗語百家之言」をも取り入れて周～秦の歴史を書いた『史記』を批判した学者であった。その譙周に師事した陳寿は『華陽国志』巻11・後賢志・陳寿伝に、

少受学於散騎常侍譙周、治尚書・三伝、鋭精史・漢。

少くして学を散騎常侍の譙周に受け、尚書・三伝を治め、史・漢に鋭精す。

とあるように、『書経』と『春秋』三伝および『史記』『漢書』を譙周から学んだ⁽¹⁶⁾。蜀滅亡後、西晋に仕えて撰した『三国志』は、複数の政権が分立する時代を扱った先駆的史書であり、それは後世に正統論の問題を巻き起こすことになった⁽¹⁷⁾。これらの点を考慮すると、崔鴻は譙周『古史考』と陳寿『三国志』の流儀を取り入れることによって、司馬遷の仕事を批判的に継ごうとしたと考えられるのである。

ちなみに、上表文(A)の冒頭を飾る「帝王の興るや、誕りに図録に応ずると雖も、然れども必ず驅除有り」という言葉は、『三国志』巻54・呉書・呂蒙伝の中で魯肅が言った「帝王之起、皆有驅除、羽不足忌。(帝王の起るや、皆な驅除有り、羽(関羽)忌むに足らず。)」という言葉をふまえたものである。

2. 『十六国春秋』と陳寿『三国志』の共通点

実際に『十六国春秋』の佚文やその他の史料をみると、構成や叙述姿勢において『三国志』との共通点が見出せる(なお、『十六国春秋』の佚文については、本節では『太平御覧』巻119～127・

偏覇部所引『十六国春秋』を用いた。崔鴻の原書の体裁を最もよく残しているため、構成や叙述姿勢を見るうえで都合が良いからである⁽¹⁸⁾。

まず『十六国春秋』の構成については『史通』卷12・古今正史に、

魏世黄門侍郎崔鴻、乃考覈衆家、辨其同異、除煩補闕、錯綜網紀、易其国書曰録、主紀曰伝、都謂之『十六国春秋』。

魏の世、黄門侍郎崔鴻、乃ち衆家を考覈し、其の同異を辨じ、煩を除き闕を補い、網紀を錯綜し、其の国書を易えて録と曰い、主紀を伝と曰い、都て之れを『十六国春秋』と謂う。

とあることから、『十六国春秋』は「〇〇録・△△伝」というかたちを取っていたことがわかるのであるが⁽¹⁹⁾、これは『三国志』の構成と酷似している。『三国志』では三国を「魏書」「蜀書」「呉書」と国別に分けて記述する。「書」と「録」という名称の違いはあるが、一つの書物の中で部門を設けて複数の国の歴史を叙述する点は、『十六国春秋』も同じである。また、『三国志』では「本紀」を置くのは魏書のみであり、劉備や孫権の記録は本紀の体裁ながら「伝」と呼んで正統と非正統とを区別している。『十六国春秋』の「伝」は非正統政権の君主の記録という点で、『三国志』の蜀や呉の君主伝と全く同じである。ここから明らかなように、国別に歴史を書くことも本紀を伝とすることも実は陳寿の創意によるものであり、崔鴻はそれを踏襲したに過ぎないのである。

次に、叙述姿勢についてもいくつかの共通点が見出せる。1つは、君主の呼称である。『太平御覽』偏覇部所引『十六国春秋』をみると、君主が王や皇帝を称しても、そのまま諱で呼んでいる。

『三国志』では呉書がこれと同じで、孫権以下すべて諱を直接呼ぶ。ただ蜀書の場合は「先主（劉備）」「後主（劉禪）」というように諱を直接は呼ばない。これは陳寿父子がもともと蜀に仕えたことからくる配慮である⁽²⁰⁾。

もう1つは君主の死去を示す用語である。『三国志』では、魏帝にのみ「崩」という天子の死去を表す正式な用語をもちい、蜀の劉備に対しては先ほどと同じく蜀に対する配慮から「殂」という特別な用語を使い、呉の君主には「薨」という魏の臣下の死にも使われる用語をあてることで三国それぞれの立場を書き分けたことはよく知られている⁽²¹⁾。そこで『太平御覽』偏覇部所引『十六国春秋』をみてみると、立伝されている十六国君主は全部で62人であるが、その中で劉曜、石弘、石閔、慕容暉、苻生、苻堅、苻丕、苻登、姚襄、姚泓、李特、李期、張寔、張祚、張玄靖、李歆、沮渠茂度、呂纂、呂隆、慕容宝、慕容熙、慕容雲、秃髮傴檀、慕容超、乞伏乾帰、乞伏慕末、馮弘、赫連昌、赫連定の計29人は何らかのかたちで殺されたか自殺した人物なので、死亡した際には「殺（煞）」「斬」「縊」「戮」「誅」「鴆」といった用語が使われている。しかし、それらを除く33人の自然死あるいは病死した君主のうち、劉淵、劉聡、石勒、石虎、慕容廆、慕容皝、慕容儁、苻洪、苻健、姚弋仲、姚萇、姚興、李流、李雄、李寿、張軌、張茂、張駿、張重華、張天錫、李暹、沮渠蒙遜、呂光、慕容垂、慕容盛、秃髮烏孤、秃髮利鹿孤、慕容徳、乞伏国仁、

乞伏熾盤、馮跋、赫連勃勃の計 32 人の死去については、地の文では『三国志』呉書の君主伝と同じように「薨」を用いているのである。ただ、成漢の李勢のみ「卒」の字を使っており、なぜ李勢 1 人だけ他の君主とは異なった用語を使っているのか不明である。しかし、33 人のうち実に 32 人までが「薨」という字で記されているところをみると、崔鴻が『三国志』の呉書君主伝の叙述姿勢を模倣していると考えてよいのではないか。

以上、『十六国春秋』は構成や叙述姿勢において『三国志』のとりわけ呉書の君主伝に多く倣っていることがわかる。では、崔鴻がこのように『三国志』を模倣したのはなぜか。『三国志』の特徴は魏を正統とし、蜀と呉を非正統とする西晋時代の正統観に配慮しながら、実は三国それぞれの独立した史書を作ったところにあった⁽²²⁾。蜀書と呉書の君主伝は、劉知幾も『史通』巻 2・列伝篇で

陳寿国志載孫劉二帝、其实紀也、而呼之曰伝。

陳寿の国志、孫劉二帝を載するに、其の实、紀なり、而るに之れを呼びて伝と曰う。

と述べているように、伝と称しているが実質は本紀であり、従ってそれだけで 1 書として成立している性格を秘めていた。実際、『旧唐書』巻 46・経籍志上では史部の正史類に

魏国志三十卷 陳寿撰、裴松之注

とあり、偽史類に

蜀国志十五卷 陳寿撰

呉国志二十一卷 陳寿撰、裴松之注

とあって 3 書をそれぞれ独立した書物であるかのように扱っているほどである。『新唐書』巻 58・芸文志 2 ではこれらはみな正史類に入っているが、やはり 3 書に分けて著録されている⁽²³⁾。このように『三国志』は国別史的性格をつよく持っていた。

思うに、崔鴻はこうした『三国志』の国別史的性格を、分裂の時代を叙述する上で最適と判断し、模倣したのではないか。つまり崔鴻の編纂意図は、十六国それぞれを中心とした国別史にあったと思われるのである。『太平御覧』偏霸部所引『十六国春秋』をみると、全ての「録」の各君主伝において、当時その国が使用していた年号をそのまま使って叙述している。これもまた『三国志』の非正統君主伝と共通する叙述姿勢であり、伝の本紀的性格を裏付けるものであるが、ここにこそ十六国それぞれを中心とした国別史を書かんとする崔鴻の真意が表れているといえよう。

ちなみにいえば、『十六国春秋』も類書などに引用される場合に、例えば「崔鴻前趙録曰…」(『北堂書鈔』巻 160・地部 4・石篇 16) とか「崔鴻北涼録曰…」(『芸文類聚』巻 2・天部下・雪) というように書名を削除して「録」の名称だけを挙げる場合が間々あり、実際に国別史的性格を有していたことを窺わせる。

ただし、崔鴻はすべてにおいて『三国志』を模倣したわけではない。『三国志』は魏書だけに本

紀を置いたが、『十六国春秋』にはそのようにした形跡がない。これは叙述対象である十六国が北魏にとっていずれも「僭偽」であるという特別な状況を反映したものと見える。さきの上表文の(G)で「年表一卷」をつくって「皇朝が大義を統括するを表」したとあるので、おそらく年表で北魏の年を十六国諸国の年と対応させて年表にすることにより、北魏の正統性に配慮したものであると思われる。ただそれは配慮に過ぎなかったのではないか。もし北魏の正統性を完全に具現しようとしていたならば、本紀を置いて始祖神元皇帝拓跋力微以来の歴史を書くはずだからである。それをしなかったということは、崔鴻が叙述対象とした時代の主役は自らが選定した十六国であると認識していたことを物語っている。

このようにみえてくると、崔鴻は『三国志』の国別史という手法を単に模倣しただけでなく、本紀を置かないという独自の手法も取り入れて『十六国春秋』を編纂したことがわかる。

3. 崔鴻の史評にみえる譙周『古史考』の精神

ところで、さきの上表文で陳寿『三国志』とともに挙げられていた譙周『古史考』については、崔鴻はどんな部分に倣ったのであろうか。『古史考』はすでに散佚しているため、この点について考察するのは困難であるが、前掲『晋書』巻82・司馬彪伝によればそれは經書によって『史記』の誤りを正したものであったという⁽²⁴⁾。ここから敢えて推測するならば、崔鴻が史実を評論した部分にその經書を重んずる精神が生かされていたと思われる。

崔鴻伝に「為之賛序、褒貶評論。(之れに賛序を為り、褒貶評論す。)」とあるように、『十六国春秋』には史実を評論した部分があった。それにあたると思われる記事が『資治通鑑』に2つ存在する。1つは『資治通鑑』巻102・晋紀24の海西公太和五年(370)十月の条で、前秦と前燕の間で行われた戦争の際に前秦の王猛と鄧羌がとった行動についての評、もう1つは『資治通鑑』巻106・晋紀28の孝武帝太元十一年(386)三月の条で、後燕慕容垂が私情によって父の宗廟に配享する皇后を変えたことなどに対する評である。これらは『十六国春秋』から引用したと明記してあるわけではないが、崔鴻が十六国時代の史実を評論していることから考えて、司馬光が『十六国春秋』から崔鴻の史評の部分を用いたものとみて間違いない⁽²⁵⁾。ここでは前者の評を挙げることにする。

西暦370年10月、前秦の王猛らが前燕と戦って晋陽を攻め落とし、上党郡に進軍して慕容評の前燕軍と対峙していた時のことである。前秦軍内において、鄧羌は自分の部下の徐成が職務怠慢により王猛から死刑を言い渡されたので、猛に助命を請うた。猛がこれを断ると兵を率いて猛を攻めようとしたため、猛は徐成を赦免した。さらに、鄧羌は前燕軍を破るのと引替えに司隸校尉の職を要求し、王猛にこれを承諾させた上で、前燕軍を撃破した。こうした鄧羌と王猛の行動を、崔鴻は次のように評する。

崔鴻曰、「鄧羌請郡將以撓法、徇私也。勒兵欲攻王猛、無上也。臨戰豫求、邀君也。有此三者、罪孰大焉。猛能容其所短、収其所長、若馴猛虎、馭悍馬、以成大功。詩曰『采葑采菲、無以下體。』猛之謂矣。」
（『資治通鑑』卷102・晋紀24）

崔鴻曰く、「鄧羌、郡將を請うに法を撓むるを以てす、私に徇えばなり。兵を勒して王猛を攻めんと欲す、上を無みすればなり。戦に臨んで豫め求む、君を邀えればなり。此の三を有する者、罪孰れか大なるや。猛、能く其の短なる所を容れ、其の長なる所を収むるは、猛虎を馴らし、悍馬を馭するが若く、以て大功を成さしむ。詩に曰く『葑を採り菲を采る、下体を以てする無し。』と。猛の謂なり。」と。
（『資治通鑑』卷102・晋紀24）

崔鴻が王猛をたたえるのに引用しているのは『詩經』邶風・谷風の一節である。その鄭玄の箋によれば「葑や菲といった野菜は葉も根も食べられるが、根はおいしい時もまずい時もあるので、根がまずいからといって葉をも棄てるものではない」とあり⁽²⁶⁾、つまりここでは短所のために長所を捨ててはいけないということを喩えている。

ちなみにもう1つの評においても、崔鴻は『春秋』を引用し故事を多用して慕容垂の行為を批判している。このように経書を用いて史実を評論したところに、崔鴻が譙周『古史考』の精神を実践しているのを看取することができるのではないか。

むすび

以上に考察した結果をまとめると次のごとくである。

- ①『十六国春秋』は崔鴻が仕事の余暇に霸史の収集につとめ、20年以上かけて編纂した私撰の史書であった。私撰の書ゆえ崔鴻独自の歴史観が反映されており、そのため北魏国家の史観との間に微妙な食違ひがあり、結局生前には奏上されなかった。
- ②崔鴻が『十六国春秋』を編纂するにあたって意図したのは、司馬遷『史記』のような前代を一括する通史であった。しかしそれは単なる模倣ではなく、譙周『古史考』や陳寿『三国志』の流儀を取り入れることによって、『史記』を批判的に継ごうとするものであった。
- ③とりわけ構成や書法など陳寿『三国志』に学んだ点が多くみとめられる。崔鴻は、西晋時代の正統観に配慮しつつ三国鼎立という時代状況を描ききった『三国志』の国別史という手法を分裂の時代を描く上で最適と評価し、その手法を取り入れて十六国それぞれを中心として『十六国春秋』を著した。
- ④崔鴻は『十六国春秋』に本紀を置かないという独自の手法を採用し、年表を作ることによって北魏の正統性に配慮した。これは崔鴻が自ら選定した十六国こそ時代の主役であると認識していたことを物語る。
- ⑤『十六国春秋』の史評には、経書を重んじる譙周『古史考』の精神が反映されていた。

『十六国春秋』は北魏孝文帝時代の正統観に配慮したものではあったが、それを体現したものではなかった。そしてその意図は、北魏にとっては非正統である十六国それぞれを中心とした歴史叙述にあった。このような姿勢は、孝文帝時代の正統観を体現している魏収『魏書』にとってそのまま受け入れられるものではなかった。しかし一方で、冒頭で述べたとおり、『魏書』十六国君主伝が『十六国春秋』をもとにしていることも確かである。では、魏収は『十六国春秋』をどのように評価していたのであろうか。これは『魏書』の五胡十六国史に対する認識とも関わる問題であるが、これについては今後の課題としたい。

註

- (1) 周一良「魏収之史学」（同著『魏晉南北朝史論集』北京大学出版社、1997年所収〈初出1934年〉）は、『太平御覧』偏霸部所引『十六国春秋』、『魏書』十六国君主の伝、および『晋書』載記の記述を比較検討し、『魏書』の記述が『晋書』載記よりも『十六国春秋』の記述との類似性が高いと論じ、魏収は『十六国春秋』をもとにして十六国に関する記事を書いたと述べる。町田隆吉「二・三世紀の匈奴について—『晋書』卷101 劉元海載記解釈試論—」（『社会文化史学』第17号、1979年）は、前趙政権の成立以前の歴史に関する諸書の記事を比較検討した中で、『十六国春秋』の記述内容が『魏書』と『晋書』に継承されていることを述べる。町田氏には、『十六国春秋』の原史料となったと目される前趙・苻苞撰『漢趙記』と『晋書』載記を比較した「『漢趙記』佚文考—唐修『晋書』の一側面—」（『東洋史論』第1号、1980年）もある。
- (2) 川本芳昭「五胡十六国・北朝時代における「正統」王朝について」（同著『魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院、1998年所収〈初出1997年〉）。
- (3) 従来の『十六国春秋』に関する研究には以下のものがある。趙儷生「《十六国春秋》《晋書・載記》対読記」（『史学史研究』1986年3期）は、清人より「偽書」と評された屠喬孫・項琳『十六国春秋』を『晋書』載記と比較し、その内容の豊富さから屠喬孫の原本の内容を多くとどめていると再評価する。韓傑「論崔鴻及其《十六国春秋》」（『歴史文献研究』北京新3輯、1992年）は、崔鴻の生平、史観から『十六国春秋』の成立および流伝の状況まで全般的に取り上げる。韓氏には北魏時代における十六国史の編纂状況を扱った「北魏時期“十六国史”的撰述」（『史学史研究』1989年3期）もあり、『十六国春秋』にも言及する。邱久荣「《十六国春秋》之亡佚及其輯本」（『中央民族学院学報』1992年6期）は、『十六国春秋』の散佚状況と明清時代に作られた輯本について述べる。劉琳「明代幾種《十六国春秋》之研究」（『文史』第46輯、1998年）は、漢魏叢書本、屠喬孫本、湯球『十六国春秋纂録校本』および『十六国春秋輯補』の史料的价值を検証し、漢魏叢書本の拙劣性

や湯球の作業の問題点を指摘する一方、屠本に積極的な評価を与える。町田隆吉『資治通鑑考異』所引『十六国春秋』及び『十六国春秋鈔』について一司馬光が利用した『十六国春秋』をめぐって一(『国際学レビュー』(桜美林大)第12号、2000年)は、『資治通鑑考異』に引く『十六国春秋』の検討から、北宋代におけるこの書の残存状況を推察する。岩本篤志「羽田記念館所蔵「西域出土文献写真」766・767『十六国春秋』考—李盛鐸旧蔵敦煌文献をめぐって—(『西北出土文献研究』創刊号、2004年)は、京大羽田記念館蔵の『十六国春秋』と称される敦煌文献を取り上げ、記述内容、字体、資料のサイズなどから多角的に考察する。

- (4) 『全後魏文』巻25。
- (5) 『新唐書』巻72下・宰相世系表2下。
- (6) 『魏書』巻67・崔光伝。
- (7) 平齐民に対する北魏の処遇については、塚本善隆「北魏の僧祇戸・仏図戸」(同著『支那仏教史研究—北魏篇—』弘文堂、1942年所収)参照。
- (8) 東魏・元象元年(538)「崔混墓誌」。この墓誌に関する詳細は註(9)参照。
- (9) 発掘報告は山東省文物考古研究所「臨淄北朝崔氏墓」(『考古学報』1984年2期)。そこでは「崔鴻墓誌」とともに崔鴻の妻の張玉隣(東魏・天平四年(537)「張玉隣墓誌」、弟の崔鸞(東魏・天平四年(537)「崔鸞墓誌」、息子の崔混(東魏・元象元年(538)「崔混墓誌」、甥の崔徳(北齊・天統元年(565)「崔徳墓誌」と崔博(北齊・武平四年(573)「崔博墓誌」)の墓誌が拓本写真付きで紹介される。拓本については、いずれの墓誌も山東省石刻藝術博物館編『山東石刻藝術選粹』歴代墓誌卷(浙江文芸出版社、1996年)に原寸大の鮮明な影印がある。積文については、すべて趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』(天津古籍出版社、1992年)に載録される。また、これらの墓誌のうち張玉隣を除いた男性5人の墓誌については佐伯真也氏による訳注がある(「崔鴻一族墓誌銘訳注五種(一)~(二)」『大東文化大学中国学論集』15~16号、1998~1999年。なお、この訳注論文の存在は町田隆吉氏のご教示により知った)。また、佐伯氏は平成七年度中林ゼミ編「北朝門閥社会に於ける系譜研究」(『大東文化大学漢学会誌』36号、1997年)の中で、北朝隋における清河崔氏の系図を復元しており、参考になる。
- (10) 常璩は成漢に仕え、成漢が桓温に滅ぼされたのを機に東晋に仕えた。『史通』巻12・古今正史篇に「李勢駭騎常侍常璩撰漢書十卷。後入晋秘閣、改為蜀李書。(李勢の駭騎常侍常璩、漢書十卷を撰す。後に晋の秘閣に入り、改めて蜀李書と為す。)」とあり、東晋の秘閣に『漢之書』が存在したことがわかる。同書同篇によれば、崔鴻はこの書を「江東」で購入したという。なお、南北朝時代の南北間の典籍の流通状況については吉川忠夫「北魏孝文帝借

書攷』（『東方学』96 輯、1998 年）、同「島夷と索虜のあいだ—典籍の流传を中心とした南北朝文化交流史—」（『東方学報』京都第 72 冊、2000 年）参照。

- (11) 史書の私撰と官撰については内藤湖南『支那史学史』1（東洋文庫 557、平凡社、1992 年）の「七、史記漢書以後の史書の発展」参照。
- (12) ちなみに東魏・元象元年（538）「崔混墓誌」には「永安二年、拜秘書郎。尋被中詔、参史渠閣。（永安二年（529）、秘書郎を拜す。尋いで中詔を被りて、史に渠閣に参る。）」とあるだけで、『十六国春秋』を奏上したことは記されていない。
- (13) 前掲註（2）川本芳昭「五胡十六国・北朝時代における「正統」王朝について」参照。なお、川本氏は崔鴻伝の「鴻仕二世江左（鴻、二世江左に仕う）」という記述をもとに「崔鴻が江南王朝の臣下であった」と解釈し、そのことをふまえた上で崔鴻が上表文（C）で東晋を「遺晋」と表現していることに注目し、「遺晋僻遠、勢略孤微」という部分について「この趣旨を敷衍すれば東晋は「僻遠」ではなく「勢略孤微」でなければ民が帰す正統王朝であることになる。つまり崔鴻はその心底において東晋を決して「僭偽」とは考えていなかったわけである」と述べ、崔鴻は東晋を正統王朝と考えていたとする。しかし第一章で述べたとおり、「鴻仕二世江左」とは崔鴻本人ではなく、崔鴻の曾祖父と祖父が 2 代に亘って劉宋に仕えたことを表しており、崔鴻自身は太和二年（478）におそらく平齊郡で生まれたので、はじめから北魏の人間であった。また、劉知幾によれば、崔鴻伝の「鴻、二世江左に仕う。故に僭晋・劉・蕭の書を録さず。」という記述は、魏収の一方的な評価が含まれており、崔鴻の真意を表したものではないという（『史通』巻 7・探賾）。また、「遺晋」という用語は「本来滅びるべきであるにもかかわらず、わずかに余命を保っている晋」という意味で、東晋を非正統の割拠勢力ととらえる表現であり、『晋書』載記において十六国諸国の人物の会話文中に用例がある（三崎良章「五胡諸国の異民族統御官と東晋—南蛮校尉・平吳校尉の設置を中心として—」『東方学』82 輯、1991 年）。これらのことを考慮すると、崔鴻の南朝に対する意識については、より慎重に考察すべきであると思われる。
- (14) 『魏書』巻 108 の 1・礼志 1 の太和十四年（490）八月の李彪・崔光らの議にその旨がある。前掲註（2）川本芳昭「五胡十六国・北朝時代における「正統」王朝について」参照。
- (15) 佐伯真也氏は「興公武旧、遠未茲匹、子長世載、聊欲相視。」を「公の武旧を興さしむ。遠く未だ茲に匹せざるも、子長の世載、聊か相い視へんと欲す。」と訓読し、「興公」の「公」を伯父崔光を指すと解釈している（前掲註（9）佐伯真也「崔鴻一族墓誌銘訳注五種（一）」）。しかしこの「興公」はあとの「子長」と対応関係にあるので人名ととるべきである。「興公」すなわち東晋の孫綽（『晋書』巻 56 に立伝）は博学にして文章を善くし、「遂初賦」を作った。著作佐郎として起家して以来、著作の職を掌ることが長かった。のち散騎常侍とな

って著作郎を領しているのは、崔鴻の境遇と共通している。なお、「武旧」という言葉については、「武」が事跡、先人が残した事業、という意味があるので、孫綽の事跡を指していると思われるが、詳しくはよくわからなかった。

- (16) 吉川忠夫「陳寿と譙周」（小南一郎訳『正史三国志 6』ちくま学芸文庫、筑摩書房、1993年所収の解説）参照。
- (17) その嚆矢が東晋の習鑿齒『漢晋春秋』である。これについては中村圭爾「魏蜀正閏論の一側面」（安田二郎代表『中国における歴史認識と歴史意識の展開についての総合的研究』平成4・5年度科学研究費補助金総合研究（A）研究成果報告書、東北大学文学部、1994年所収）参照。
- (18) 『太平御覧』は『修文殿御覧』（北齊・祖珽等撰、武平四年（573）成立）を藍本として編纂されたとされる。このことを明らかにした勝村哲也氏は、『太平御覧』巻119～127・偏覇部所引『十六国春秋』について、『太平御覧』の藍本である『修文殿御覧』が、北齊時代の正統観に基づいて載録したものであると述べる（勝村哲也「『修文殿御覧』新考」仏教大学歴史研究所編『森鹿三博士頌寿記念論文集』同朋舎出版、1977年所収）。そもそも類書とは天地自然にはじまり人間世界の社会秩序・人間の行為・人間が働きかける対象としての物や事柄などあらゆるものを分類するという性格を有しており、そのため「皇王部」や「偏覇部」といった皇帝を中心とする中華世界の秩序に関する項目には、その類書が編纂された時代の正統観が如実に反映された（勝村哲也「類書の歴史」『しにか』1998年3月号所収、および同「修文殿御覧天部の復元」山田慶児編『中国の科学と科学者』京都大学人文科学研究所、1978年参照）。上記の勝村氏の見解はこうした類書の特徴を念頭に置いたものである。したがって『太平御覧』偏覇部所引『十六国春秋』は、北齊時代の正統論の立場から採録したものであるため、類書の他の部のような断片的な引用ではなく、十六国君主それぞれの「録」の全体を約めたダイジェスト版という性格を持っている。
- (19) 「△△伝」まで記したものは少ないが、『資治通鑑考異』に「禿髮烏孤伝」と「苻堅伝」の用例がある。前掲註（3）町田隆吉「『資治通鑑考異』所引『十六国春秋』及び『十六国春秋鈔』について」参照。
- (20) 今鷹真「『三国志』の特徴」（今鷹真・井波律子訳『正史三国志 1』ちくま学芸文庫、筑摩書房、1992年所収の解説）参照。
- (21) 前掲註（20）今鷹真「『三国志』の特徴」参照。
- (22) 李純蛟『三国志研究』（巴蜀書社、2002年）の「五、《三国志》的史学」、および前掲註（20）今鷹真「『三国志』の特徴」参照。
- (23) ちなみに『隋書』巻28・経籍志2では「三国志六十五卷叙録一卷、晋太子中庶子陳寿撰、

宋太中大夫裴松之注」とあって、1書として扱っている。

- (24) 清・黄奭『漢学堂叢書』（1986年中文出版社影印『黄氏逸書考』本）に輯本があり、佚文の量は零細であるが、その面影を見ることができる。
- (25) 清・湯球『十六国春秋輯補』は、この2つの史評をそれぞれ巻38・前秦録8と巻44・後燕録3に収める。
- (26) 原文は以下の通り。「此二菜者、蔓菁与薑之類也、皆上下可食。然而其根有美時、有惡時、采之者不可以根惡時并棄其葉。」。

※本稿は2004年6月12日の中国石刻文物研究会（於明治大学）での研究発表、および2004年8月1日の五胡の会（於日光ゆの香）での研究発表（一部）をもとに再構成したものである。上記の研究会の際には、参加者から貴重なご助言ご指導をいただいた。とりわけ岩本篤志氏からは、6月の発表後に電子メールにてさらにご教示を賜った。記して深謝申し上げる次第である。

崔鴻（478～525）略年表

年号（西暦）	年齢	官歴	事項	典拠
太和 2 (478)	1 歳		生まれる。	墓誌
太和 20 (496)	19 歳	彭城王左常侍（従八品下）		魏 67
景明 1 (500) 頃	23 歳		『十六国春秋』史料収集開始。	魏 67
景明 3 (502)	25 歳	員外郎（七品上）・尚書虞曹郎中（六品下）		魏 67
?		給事中（従六品上）・祠部郎（六品下）		魏 67
?		尚書都兵郎中（六品下）		魏 67
正始 1 (504) 頃	27 歳		伯父崔光とともに『魏律』の制定に参与。『十六国春秋』撰述開始。	魏 67
正始 3 (506)	29 歳		『十六国春秋』95 卷まで書き上がるも、常璩『漢之書』手に入らず、不完全。	魏 67
永平 1 (508)	31 歳	行台鎮南長史（六品上）	鎮南將軍邢巒に従い、豫州城民白早生の叛乱を平定。	魏 67
?		三公郎中（六品下）・輕車將軍（従五品下）		魏 67
?		員外散騎侍郎（五品上）・三公郎中（六品下）		魏 67
延昌 3 (513)	36 歳		宣武帝による『十六国春秋』要求。	魏 67
延昌 4 (514)	37 歳		2 月、父崔敬友卒す。鴻、任を解かれるも、同年 11 月、もとの官に復帰。	魏 67
延昌 5 (515)	38 歳	中堅將軍（従四品上）・員外散騎侍郎（五品上）・三公郎中（六品下）		魏 67
?		中散大夫（四品下）・高陽王友（五品上）・三公郎中（六品下）		魏 67
?		司徒右長史（従三品）		魏 67
神龜 1 (518)	41 歳		この頃、元暉『科録』の編纂に参与。	魏 15
正光 1 (520)	43 歳	司徒右長史（従三品）・前將軍（三品）	『高祖起居注』『世宗起居注』を撰す。	魏 67
正光 3 (522)	45 歳		常璩『漢之書』入手。『十六国春秋』完成。	魏 67
正光 4 (523)	46 歳		11 月、伯父崔光卒す。	魏 67
正光 5 (524)	47 歳		1 月、伯父崔光の後を継ぎ、国史の編纂に従事。	魏 67
孝昌 1 (525)	48 歳	給事黃門侍郎（四品上）・散騎常侍（従三品）・齊州大中正	11 月、洛陽にて薨去。	墓誌
同		鎮東大將軍（従二品）・度支尚書（三品）・青州刺史（三品）		魏 67
孝昌 2 (526)			黃山の陰に葬られる。	墓誌

※「魏」は『魏書』、数字は巻数をあらわす。「墓誌」は「崔鴻墓誌」をあらわす。「崔鴻墓誌」の出土状況や著録については、註（9）参照。